

第 1 号 議 案

標準準拠システムの運用経費に係る財政支援について

西尾張ブロック 提出

自治体情報システムの標準化では、住民基本台帳など 20 業務システムを標準準拠システムへ移行することが義務付けられるとともに、ガバメントクラウドの活用も努力義務化されています。

これまで標準化対象システムは、一般競争入札方式で導入していることや、仮想化基盤の導入によりコスト抑制に努めてきましたが、標準準拠システムの調達においては、期限内移行が最優先とされている中、現行ベンダーとの随意契約にならざるを得ないことや、全国的に新しい環境を構築するため、人的リソースが逼迫し、各ベンダーの開発経費や運用経費が増大することが見込まれます。

一宮市では、標準準拠システム運用開始後のシステム利用料及びガバメントクラウド利用料を約 7 億 5,000 万円と試算しており、現行のシステム運用経費（約 3 億 2,000 万円）と比較して、2.3 倍になります。

西尾張九市での経費調査においても自治体ごとで 1.3 ～ 2.7 倍と差はありますが、全市が移行後の経費が増加すると回答されており、県内の多くの自治体においても、標準システム移行後の運用経費が現行システムを上回るものと考えられます。

よって、国におかれては、**標準準拠システムやガバメントクラウド移行にともない負担が増大することがないように、またガバメントクラウドに準拠したクラウドに移行する団体においても公平性が保たれるよう、全ての自治体に対し十分な財政措置を講じるよう要望します。**

第 2 号 議 案

統計調査における調査方法の見直しについて

西尾張ブロック 提出

国勢調査をはじめ、基幹統計調査のうち法定受託事務として市町村が実施する統計調査では、対象区域内において、調査員が調査対象世帯や事業所へ個別に訪問し、調査票の配布、また、インターネットや郵送での回答などを除き、調査票の回収や審査などを行っています。

調査票を配布する際には、調査世帯や事業所と直接面談し、調査の説明をすることが原則で、特に国勢調査や住宅・土地統計調査といった世帯調査では、訪問しても個人情報保護意識の高まりや詐欺等の被害に遭うことへの恐れなどから統計調査に理解が得られず、心無い言葉とともに、門前払いや拒否されるケースが少なくなく調査員の精神的な負担が大きくなっています。

また、報酬面においても、国の基準により、令和 2 年国勢調査における調査員報酬は、1 調査区担当で約 38,000 円となっており、3 か月という任命期間から考えて、責任と労力に見合う報酬が支給されているとは言えない現状です。

このような状況から調査員は登録しても辞めていくことが多く、調査員の高齢化もあり、調査員不足により調査自体が実施困難になることや調査結果の精度に影響することが懸念されます。

よって、国におかれては、**統計調査について、郵送やオンライン調査、または民間事業者の活用など調査方法の抜本的な見直しを要望します。**

第 3 号 議 案

犯罪被害者等支援に係る地方公共団体向けガイドライン
策定及び財政支援措置並びに関係機関等との情報共有制
度の創設について

名古屋ブロック 提出

東三河ブロック 提出

犯罪被害者等には誰もが突然なり得るものであり、犯罪等による生命・身体・財産上の直接的被害だけでなく、被害後もそれに起因した様々な被害を受ける可能性があります。

犯罪被害者等支援については、犯罪被害者等基本法に基づき犯罪被害者等基本計画が策定され、地方公共団体に対し、見舞金制度等の導入が要請されていますが、国からガイドラインの提示や財政措置がないため、支援制度は地方公共団体により様々で、支援に地域差が出ているのが現状です。

地方公共団体が、犯罪行為に関する円滑かつ正確な事実認定を行い、支援を実施するためには、関係機関が保有する情報を地方公共団体と共有することが望ましいものの、現状では十分ではないと考えます。

居住地に関わらず、犯罪被害者等が等しく支援を受けるためには、全国統一の制度とするためのガイドラインの策定が必要であり、国による十分な財政支援措置も欠かせません。このことについては、令和 6 年 4 月に公表された「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会の取りまとめ」においても国に期待される役割として提言されています。

よって、国におかれては、**地方公共団体による見舞金制度等のガイドラインを策定するとともに、地方公共団体が行う犯罪被害者等支援に係る十分な財政支援措置を講じるよう要望します。**

また、円滑な犯罪被害者等支援を行うため、支援を行う地方公共団体が関係機関と犯罪被害者等の情報を共有し、適切な犯罪被害者等支援が行える制度を創設するよう要望します。

第 4 号 議 案

第十二回特別弔慰金支給事務に要する経費の負担について

東三河ブロック 提出

令和 7 年に「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」の一部改正が行われ、第十二回特別弔慰金支給事務が実施されることとなり、豊橋市では、約 1, 8 0 0 件の申請受付が見込まれます。

この事務は、支給要件が複雑で申請に必要な添付書類も多種・多様である点や申請者が高齢である点が相まって、1 件の申請受付に数十分を要することが大半となるなど、事務負担が非常に大きく、通常業務を同時に行うためには、業務委託や追加の人員配置を検討せざるを得ない状況です。

この事務は法定受託事務であり、愛知県では事務処理件数や人口などにより算定された額の交付金が交付されますが、実際の人件費を含む事務費の額との乖離が非常に大きくなっています。現在、第十二回特別弔慰金支給事務の実施に向けて業務委託を含め検討していますが、予算措置や申請受付体制の準備に苦慮しております。

よって、国におかれては、**戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に係る市町村の人件費等の経費に対して、必要十分な財政措置を講じられるよう要望します。**

第 5 号 議 案

就学前教育・保育施設整備交付金について

知多ブロック 提出
西三河ブロック 提出

各自治体は、保育施設の老朽化の解消など施設を適正に管理するとともに、幼児教育・保育の質向上を図りながら、年々多様化する保育ニーズ及び将来人口の動態を見据えた安定的で効率的な運営を行っていくため、就学前教育・保育施設整備交付金を活用した補助金を交付して民間活力を積極的に取り入れた保育所等の整備計画を進めています。

しかしながら、令和 6 年度、知多市で保育所等の整備・運営事業者を公募したところ、近年の資材価格や労務費の高騰などの影響に伴う、施設整備費用の増大による不採算を理由に事業者の応募はありませんでした。

事業者の試算によれば、約 3 年前に整備した保育所と同規模の整備を行った場合、整備費用は約 1.7 倍に増大しているにもかかわらず、交付金は約 1.18 倍の引き上げにとどまっており、同交付金による補助を受けたとしても、交付基準額との乖離が大きく、事業者の負担が厳しく採算が見込めないというものでした。

また、西尾市では、こども家庭庁と協議を経ていた令和 6 年度の同交付金について、令和 6 年 3 月末に申請額が予算の上限に達したことなどを理由に、予定していた民間保育所の移転新築事業が不採択となり、事業に遅れが生じ支障をきたしています。

よって、国におかれては、**就学前教育・保育施設整備交付金について、建築資材価格や労務費単価の高騰など、実態に即した交付基準額とするとともに、財源を確実に確保するよう財政支援の強化を要望します。**

第 6 号 議 案

自治体病院の経営強化に向けた控除対象外消費税問題の解消について

東尾張ブロック 提出

医療機関の主となる収入である社会保険診療は、非課税扱いのため、医療機関が医薬品や設備を仕入れる際に支払った消費税のうち大半が控除対象外消費税となり、消費者が負担するものであるにもかかわらず、医療機関が負担する格好となり、医療機関の経営を大きく圧迫しています。

社会保険診療は公定価格のため消費税相当分を価格転嫁することができないことから、診療報酬の上乗せによる補てんが行われていますが、医療機関種別ごとに補てんの水準にばらつきがあり、公立病院の消費税に対する診療報酬による補てん率は、令和 4 年度実績で 100%を下回っているのが現状です。

よって、国におかれては、**全ての医療機関において消費税分を診療報酬にて 100%補てん、若しくは、社会保険診療を非課税扱いから軽減税率による課税取引に改めるよう要望します。**

第 7 号 議 案

道路メンテナンス事業に対する財政支援について

西尾張ブロック 提出

橋梁等の道路構造物については、維持管理や機能更新について、経年劣化や災害等に備えるために、道路法施行規則で点検の適正化が示されています。

これにより、地方自治体は広範囲での道路補修や橋梁長寿命化（診断、点検及び補修等）を早期に実施する必要がある、道路インフラ施設を適正に管理していくために、非常に大きな市財政の負担が生じております。

特に橋梁においては、5年に1度の点検が義務付けられており、橋梁の損傷具合によっては、多額の補修費用が必要となります。

道路メンテナンス事業費補助金につきましては、重点的に予算配分をしていただいているところですが、それでも要望どおり配分をいただけていないのが現状であり、事業を次年度に先送りせざるを得ない事態も発生しております。

よって、国におかれては、**道路メンテナンス事業費補助金の要望額に対する確実かつ安定的な交付を要望します。**

第 8 号議案

衣浦港におけるアンモニアサプライチェーンの構築
に向けた物流インフラの整備について

西三河ブロック 提出

国際物流の結節点・産業拠点となる港湾においては、2050年カーボンニュートラルに向けた取り組みが加速しており、愛知県では中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議において、次世代エネルギーである水素・アンモニアの輸入・貯蔵・利用促進・サプライチェーンの構築に向けた取り組みが始まっています。また、衣浦港港湾脱炭素化推進計画において、カーボンニュートラルポートの形成を推進するため、外港地区周辺でアンモニアサプライチェーンの構築を進めることとしています。

衣浦ポートアイランドにおいては、水深12mの公共岸壁を含むふ頭を整備することで、船舶の大型化への対応が可能となり、増加する木材チップを移転・集約するなど港湾利用者の使い易さに配慮した物流機能の強化を図ることができます。さらに将来のアンモニア需要に対応したアンモニア受入・供給拠点としても活用することができます。加えて、耐震強化岸壁として整備することで、災害時の産業活動の早期回復を図ることが可能となります。

よって、国におかれては、**国際競争力強化のため、衣浦港におけるアンモニアサプライチェーン構築に向け、外港地区への耐震強化岸壁の整備及びこれに繋がる臨港道路の早期整備を要望します。**

また、重要物流道路である国道247号の4車線化事業の早期整備に向けた支援を要望します。

第 9 号 議 案

亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

名古屋ブロック 提出

東尾張ブロック 提出

戦前から戦後にかけて、貴重な燃料として大規模に採掘されていた亜炭鉱は、石油等の輸入増大により、昭和 40 年代にその全てが閉鎖されました。

それ以降、採掘跡（亜炭鉱廃坑）に起因する陥没被害が度々発生しており、その都度復旧工事が行われてきましたが、民家等に被害があつてからの対応では手遅れであり、陥没があつた地域やその周辺地域の住民が安心して暮らすことができません。

巨大地震への対策等、安全なまちづくりを進める観点からも、亜炭鉱廃坑跡の調査やそれに伴う充填工事を迅速に行うことが必要です。

また、土地区画整理事業の施行区域内に亜炭鉱廃坑が存在する地区においては、土地区画整理組合が厳しい経営状況にもかかわらず、亜炭鉱廃坑への対策費用の負担を強いられ、事業に支障をきたすといった状況も発生しております。

よって、国におかれては、**民間の法人も含む団体に対し、亜炭鉱廃坑の位置・範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度の早期創設を要望します。**

また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画を併せて要望します。

第 10 号議案

ごみ処理施設の解体事業に係る交付金交付要件の緩和について

西尾張ブロック 提出

現在、国では中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を推進しています。

施設の集約化に伴い、既存施設（焼却施設）の解体（計画策定含む。）にあたっては、循環型社会形成推進交付金や廃棄物処理施設整備交付金が交付されますが、交付金の対象となる施設は、新設する施設と同数以下となっております。

そのため、新設する施設数を超える施設の解体にあたっては、交付金を受けられず、広域化や集約化を進める自治体にとって大きな負担となり事業推進に支障をきたしています。

よって、国におかれては、**解体する焼却施設は、すべて交付金の対象とするよう交付要件の緩和を要望します。**

第 1 1 号議案

養護教諭の複数配置に係る標準定数の見直しについて

知多ブロック 提出

養護教諭の職務内容は、児童生徒の体格・体力・疾病・栄養状態及び不安・悩みなど心身の健康の実態把握、救急処置、健康診断・健康相談、伝染病予防など学校保健の管理その他非常に多岐に渡り、児童生徒数に比例して業務量が増加します。

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」において、養護教諭の標準定数は、3学級以上の学校に1名を基本とし、児童851人以上の小学校及び生徒801人以上の中学校には複数配置されることとなっているため、「学校教育法施行規則」において学校の標準規模とされる学級数（12学級以上18学級以下）を超える大規模校であっても児童生徒数がこれに満たない場合、養護教諭の複数配置が無く、単身で全ての業務を担わざるを得ません。

慢性的に業務過多の状態の養護教諭の負担軽減を図るためには、標準規模とされる学級数を超える大規模校については、養護教諭を複数配置する必要があります。

よって、国におかれては、**養護教諭の負担軽減が図られるよう標準定数の算定方法の見直しを要望します。**

第 1 2 号議案

共同調理場の栄養教諭に係る標準定数の見直しについて

東尾張ブロック 提出

栄養教諭は、栄養の指導及び管理をつかさどることを職務として給食単独実施校や共同調理場（給食センター）に配置されています。

近年、アレルギー対応調理の導入や食育の取組推進など、栄養指導の重要性の高まりに伴い、栄養教諭の業務量が増加しています。

そのような中、共同調理場は全国的に老朽化が進んでおり、その更新においては施設総量縮減及び業務の効率化の観点から統合整備への検討が一般的です。

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」において、栄養教諭の定数が定められていますが、例えば2,500食の2共同調理場を1場に統合した場合、栄養教諭は4人から2人に半減し、統合により配置数が大きく減少することとなり、栄養教諭の大幅な負担増加を招き、結果として児童生徒への栄養教育の減退に繋がる懸念があります。また、新しく共同調理場を整備した自治体では、学校給食に関する業務の増加に見合った人員を確保するため、市町村単独の負担で栄養職員や管理栄養士を補充せざるを得ないケースも生じています。

さらに、栄養教諭の定数は、単独実施校は主に学校数により算定されるのに対し、共同調理場は児童生徒数による算定となり、算定方法が異なるため配置数に大きな乖離があります。

よって、国におかれては、**業務量増加に対応した増員や単独実施校との配置数の整合性が図られるよう共同調理場の栄養教諭に係る標準定数の算定方法の見直しを要望します。**